

## 「民事訴訟管理センター」からの架空請求ハガキは無視！

今年4月から「民事訴訟管理センター」を名乗る機関から女性をターゲットに架空請求ハガキが届く相談が急増しています。全国的にも同様な状況で独立行政法人国民生活センターからも注意喚起がされています。

【相談事例】士別市 40歳代 女性

「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というタイトルのハガキが届いた。過去に利用した業者への未払いがあるため民事訴訟の手続きに入るといふ。裁判取り下げ最終期日が記載されており、取り下げの連絡をしなければ給料差し押さえ等強制的に履行するとある。そして、最後にプライバシー保護のため本人から連絡することと書かれているが連絡すべきか。

### 総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知しましたのは、貴方の利用されている契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(ク)475 裁判取り下げ最終期日を控えて訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち回りの元、給料差し押さえ及び、競業、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け回っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での連絡となりますのでプライバシー保護のため、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年6月1日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター  
東京都千代田区[ ]  
取り下げ等のお問合せ窓口 03-[ ]  
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

### 【ひとこと助言】

### 送付されているハガキ(見本)

- ハガキによる架空請求は2004年度の154件をピークに減少し、最近是有料動画サイトの未納料金などを、SMS(メールアドレスではなく携帯電話番号を宛先にして送受信するメッセージサービス)を用いて請求する手口が主流ですが、ハガキによるいわゆる「架空請求」に関する相談が再び寄せられています。
- 相談者が、お問合せ窓口へ電話をすると、弁護士に連絡するよう別の電話番号を伝えられます。その弁護士に連絡をすると、コンビニでプリペイドカードを購入するよう指示され、購入した券面の番号を電話で伝えると、再度高額な未納料金の支払いを要求されます。
- 「取り下げ最終期日」が記載されていますが、ハガキが届いた翌日あるいは翌々日と設定期間が短く、冷静な判断力を失わせ、誰かに相談する時間を与えない手口です。絶対相手に連絡しないようにしましょう。なお、相手先や電話番号が多少異なっても同様なハガキは全て架空請求です。
- 実際に訴訟への移行が予定されている場合、あらかじめ書面(封書)による通知がなされるのが一般的です。このようなハガキが届いたら下記消費生活センターにご連絡下さい。

**消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820**

事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用

直通電話 ●午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)